

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

令和8年1月21日
公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国の主要都市において、主要経済団体、消費者団体、弁護士会、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地域の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にいかしています。

令和7年度においては、別紙1のとおり開催したところ、有識者（別紙2）から示された主な意見の概要は以下のとおりです（地区別の主な意見は別紙3のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

1 中小事業者等の取引適正化について

（1）適正な価格転嫁の実現に向けた取組について

- ・ 価格転嫁の問題については、取引先が上場企業や大企業の場合は、コンプライアンス上の問題やレピュテーションリスクの問題から、割と話を聞いてくれるようになったと聞く。しかし、取引先が非上場企業や中小企業の場合、零細企業の経営者には、価格交渉を求めるに契約が一発で切られてしまわないかという危機感が常にあるため、労務費転嫁指針は知っていてもなかなか交渉ができないとのことであった。（札幌地区）
- ・ 地方の小規模事業者においても価格転嫁できるような仕組みについては、やはりサプライチェーン全体での慣習づくりが重要なのではないかという声が非常によく聞かれる。サプライチェーンの中で頂点に位置するメーカー等が、末端に位置する企業までの適切な価格転嫁を管理する仕組みが必要である。公正取引委員会の指導の中でも、各業界におけるサプライチェーンとしての価格転嫁の必要性を提示していただいているので、こうした取組を更に強化していただきたい。（山形地区）
- ・ 中小企業が受注者の立場になる価格転嫁について、価格転嫁が上手く進んでいると答える中小企業の割合が半分を超えており、発注者との長年の慣習又は惰性もあり、残り半分はなかなか進んでいないと聞いている。発注者においても賃上げの必要性は実感しているものの、賃上げの原資が不足していることも事実である。公正取引委員会が発表した労務費転嫁指針を会員に対し、きめ細やかに周知するとともに、価格転嫁が進みつつある現在を好機として価格交渉に臨んでいく姿勢が重要だと考えている。（長野地区）

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房総務課

電話 03-3581-3574（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

- ・ 現在のインフレや円安は、その動きが早く、幅も大きいため、事業者は頻繁に取引価格の交渉をしなければならず、交渉疲れが出てきている。日本商工会議所が作成した価格転嫁のレポートにおいても、直近6か月間では価格転嫁状況に改善が見られないとされている。このような問題に対応するため、今後は定期的に交渉を行うことが重要になってくると考えている。(富山地区)
- ・ 会員事業者に対して実施した価格転嫁に関するアンケートにおいて、「発注者に値上げ交渉を求めたが、交渉自体に応じてくれない」とか「交渉したが値上げを断られた」という回答があつたことを踏まえ、公正取引委員会に対し、公正取引委員会が各業界の価格転嫁に関する実情を把握し、サプライチェーン全体の価格転嫁が円滑に行われるよう取り組むことを要望する。(福井地区)
- ・ 小規模事業者の価格転嫁に課題がある。大規模事業者同士であれば、人件費の高騰分をすんなり要求し、受け入れてもらえるところ、小規模事業者の中には原価計算をしていないところがある。原価計算をしていないと、人件費の具体的な上昇分が把握できず、価格転嫁の交渉ができない。(松江地区)
- ・ トラック運送業者のほとんどは小規模運送業者であり、独占禁止法等違反被疑行為があったとしても、荷主から取引を切られてしまうことを恐れて、公正取引委員会に相談することは難しい。公正取引委員会の方から積極的に動いて、荷主に対する調査を行ってほしい。(高松地区)
- ・ 価格転嫁に関する課題や改善強化を求める点として、行政が介入することで事業者間の信頼関係に支障が出ることへの懸念、年間契約における期中の価格見直しが困難との意見が寄せられた。また、トラックの荷待ち・荷積みの問題に係る荷主側への監視強化、中小企業が報復を恐れずに相談できる体制の確保を求める声もあった。(大分地区)

(2) 取適法（改正下請法）の規制について

- ・ 取適法が念頭に置いているのは、規模が大きい事業者と規模の小さい事業者が取引するサプライチェーンだと思われるが、大手であっても従業員数十人、末端の事業者だと一人で事業を行っているという業界が少なくない。こういった、サプライチェーン全体として取適法の対象とならない小規模事業者の業界における、長期手形の振出といった商慣行の適正化が、他業界も含めた取引全体の健全化に寄与するのではないか。(山形地区)
- ・ 取適法では、協議に応じない一方的な代金決定の禁止が定められていることから、今まで以上には価格転嫁の協議の申出は行いやすくなるだろうが、協議の申出を行った結果、中小受託事業者に不利益が及ぶような事態が蔓延しないよう、周知を行っていくことが重要である。今後は、ガイドライン等の周知を徹底していただくこと、そして適切な法執行が重要だと思っており、そのために公正取引委員会が重要な役割を担っていただくことになる。(長野地区)
- ・ 支払サイトについて、大企業と中小企業の間の取引であれば、下請法の改正に伴い、令和8年から手形払の禁止ということになるが、大企業同士、中小企

業同士だと手形払のような習慣が残るのではないか。（富山地区）

- ・ 取適法の対象となる取引においては手形払が禁止されることについて、経理担当は分かっていても、意外と経営者には伝わっていないことが多い。中小受託事業者が振込手数料を負担することが禁止となるなど、細かい点も含めて経営者に理解させていくことが重要になってくる。（富山地区）
- ・ 事業者が取適法について相談したいと思った場合に、どこに相談すればよいのか分からぬのではないかと懸念する。受託者は、委託事業者から不当な行為を受けても、「文句を言うと発注量が減るのではないか」という不安を抱いて公正取引委員会に違反事実の情報提供を行うことを躊躇している。このような懸念や不安を解消するために、公正取引委員会は、取適法に関する広報を強化するとともに、受託者が相談をしやすい体制を構築してほしい。（福井地区）
- ・ 県内に所在する事業者は中小企業が多く、そのような中小企業同士の取引では下請法の対象となる取引でもないため価格転嫁が難しいという声が多い。また、取引段階が何段階もあるような取引では、価格転嫁の交渉が長引いたり、取引段階の途中で価格転嫁を受け入れない事業者がいると最後まで価格転嫁が進まずに止まってしまうことがある。（松江地区）
- ・ 知的財産権やノウハウは全て発注者に譲渡する旨の条項が約款に入っていることが多いあるが、承諾しないと取引してもらえないで、そのまま取り交わしているというのが実態である。中小企業等が厳しい状況に置かれていることがあることを認識し、下請法の運用基準の見直しにつなげていただきたい。（高松地区）

（3）事業者とフリーランスとの取引の適正化について

- ・ 受託者であるフリーランスにこそ、きちんとした法の理解が必要だと思う。そのため、啓発活動では、委託者側だけではなく、フリーランスが正しく法を理解し活用できるように、フリーランスに対する講習会などを行ってほしい。（札幌地区）
- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法について、受注者のみならず、発注者のリテラシーも重要であると感じている。発注者と受注者の双方が同法に関する知識を学べる場を設けるので、公正取引委員会の職員に来ていただき、双方に情報発信していただきたい。（高松地区）

2 独占禁止法の運用について

- ・ 公正取引委員会は、欧州の競争当局に比べて独占禁止法違反行為に対するペナルティが軽い。悪質な入札談合やカルテルに対しては、更に重いペナルティを科すことで抑止力を高めるべきである。（高松地区）
- ・ ホテルの運営事業者に対する警告事案について、具体的にこういった情報を共有するとカルテルに該当し、独占禁止法に違反するおそれがあるというルールのようなものを示したという点で非常に意味のあるものであった。（高松地区）

3 スマホソフトウェア競争促進法の運用について

- ・ スマホの契約内容の中には、消費者の選ぶ権利を侵害している規定も見受けられるところ、スマホソフトウェア競争促進法が施行されれば消費者にも大きな影響があるかと思うが、消費者団体の立ち位置、期待される役割があれば教えてほしい。同法に関する情報を頂ければ消費者団体として関わり方を検討していきたい。(松江地区)
- ・ スマホソフトウェア競争促進法の運用に当たっては、海外の競争当局との連携が重要である。各国のルールがある程度統一されていれば、事業者は、そのルールに従って適切に対応するものと思われる。しかし、仮に日本だけ特殊なルールになっていると、個別に対応するのは面倒なので、日本でサービスを提供するのは止めようということになりかねない。(高松地区)

4 競争環境の整備のための取組について

- ・ 悪意のあるウェブサイトにおいて、消費者のデジタルに関する知識不足、焦りや誤解を利用して本人が意図しないような選択に誘導したりするなど、いわゆるダークパターン問題が広がっている。(札幌地区)
- ・ デジタル関係の取組については引き続き注目されるものと推察するが、その背景には、日本のデジタル赤字がかなりの額に上っていることが挙げられる。アメリカ政府が貿易赤字に注目する一方で、日本はデジタル赤字が非常に大きな問題となっていると思うので、それに関連する公正取引委員会の取組に期待したい。(山形地区)

5 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ ガソリンスタンドの経営者からは、人口減少や高齢化によるガソリンの需要過疎地域における持続的な経営が困難な実態を深刻に懸念する声があることは事実であるが、縮小傾向にある多くの産業において、環境変化に適応した業態転換や、価格・品質・サービス面での競争が消費者余剰の増加につながる。(長野地区)
- ・ バス事業及びタクシー事業においては、従来、運賃を引き上げることによって顧客が離反する懸念があり、国土交通省地方運輸局の厳格な審査を経る必要があったことから、安易に値上げすることが困難な状況にあった。しかしながら、近時、状況が変化ってきており、令和6年に両事業とも値上げを実施したが、値上げ後も顧客減少はみられず、また、国土交通省地方運輸局の審査も迅速化しており、値上げしやすい環境になってきた。(大分地区)

6 景品表示法について

- ・ 公正取引委員会には、消費者庁と連携いただいて、景品表示法に違反する不当表示に対する措置等、最終的には消費者の利益の実現に向け取り組んでほしい。(長野地区)
- ・ 公正取引委員会の地方事務所等では景品表示法の調査を担当していることから、もっと消費者団体や中小企業との連携を強化してパイプを太くしていけば、独占

禁止法や景品表示法の端緒につながる情報を更に吸い上げることができるのでないか。今以上に公正取引委員会が独占禁止法の執行を強化していくためには、独占禁止法が消費者にとって重要な法律であることをもっと消費者にアピールすることが大事ではないか。(松江地区)

- ・ 景品表示法について、各地域の事件調査においては、いまなお公正取引委員会が担っているところが大きい。消費生活センターで受理した苦情は全て消費者庁へ情報提供しているため、調査が必要な事案、特にＳＮＳにおけるステルスマーケティングの問題に接した際には、しっかりと対応をお願いしたい。(大分地区)

7 広報・広聴活動について

- ・ 「独占禁止法教室」では、学生に対して市場経済の仕組みや競争の機能について説明をしているとのことであったが、この取組は、市場経済では適正な価格転嫁が物価の上昇を伴うことの理解につながると思うため、是非継続してほしい。「消費者セミナー」でも、適正な価格転嫁について説明していれば継続してほしいし、説明していなければ、モノの値段が上がることが全て悪いことではないという適正な価格転嫁の意味を理解してもらえるよう取り組んでもらいたい。(札幌地区)
- ・ 公正取引委員会のPR活動の中で、桃太郎を使った取適法の動画は非常に親しみやすくて良いと感じた。YouTube動画もそうだが、デジタルコンテンツが多くの人から見られている。特に、若い世代は、新聞をあまり見ないため、多数のメディア媒体での展開が欠かせないと思う。(札幌地区)
- ・ 公正取引委員会のホームページに豊富に掲載されているQ&Aや指導事例の具体例、下請法のテキスト等をとても参考にしている。そのため、下請法が改正され取適法になったとしても、また、新しい法律であるフリーランス・事業者間取引適正化等法についても、引き続き、Q&A等を充実させていただければと思う。(山形地区)
- ・ 公正取引委員会のYouTube公式チャンネルにおけるフリーランス・事業者間取引適正化等法の動画は、行政機関ならぬ作風で作られており、このようなサービスを利用した広報活動への努力が感じられるものであった。引き続き、新聞などの媒体も含め、様々なメディアも上手に使って広報活動をしていただければと思う。(富山地区)

有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

開催地区	開催日	担当委員等
札幌地区	11月21日	三村晶子委員
山形地区	11月18日	泉水文雄委員
長野地区	12月3日	岩成博夫事務総長
富山地区	12月3日	三村晶子委員
福井地区	12月2日	吉田安志委員
松江地区	11月20日	吉田安志委員
高松地区	11月20日	青木玲子委員
大分地区	12月3日	泉水文雄委員

札幌地区における懇談会出席者

大橋 俊忠	北海道経済連合会 理事・事務局長
岡本 直貴	北海学園大学 准教授
川合 朗	株式会社北海道新聞社 編集局 経済部長
嵯峨 仁朗	北海道消費者協会 専務理事・事務局長
西田 史明	札幌商工会議所 常務理事

山形地区における懇談会出席者

菊地 規泰	山形県中小企業団体中央会 副会長
木村 和浩	山形商工会議所 専務理事
鈴木 雅史	山形新聞社 取締役論説委員長
手塚 孝樹	山形県弁護士会 副会長
吉原 元子	山形大学 人文社会科学部 准教授

長野地区における懇談会出席者

穴山 悅三	公立大学法人長野県立大学 理事 グローバルマネジメント学部長 教授
上條 道哲	信越放送株式会社 取締役 情報センター長
黒岩 清	長野県中小企業団体中央会 会長
斎藤 泰史	長野県弁護士会 会長
土屋 信一	長野県消費者団体連絡協議会 事務局長
水野 雅義	長野商工会議所 会頭

富山地区における懇談会出席者

庵 栄伸	富山商工会議所 会頭
魚津 悟司	株式会社北日本新聞社 執行役員論説委員長
小柳津 英知	富山大学 経済学部教授
廣瀬 宏一	富山県中小企業団体中央会 会長
山室 芳剛	富山県 商工労働部長

福井地区における懇談会出席者

加藤 英樹	福井県中小企業団体中央会 会長
加藤 祐一	株式会社福井新聞社 取締役編集本部編集局長
白崎 誠一	福井県商工会連合会 会長
光野 稔	福井県経営者協会 会長
八木 誠一郎	福井県商工会議所連合会 会頭

松江地区における懇談会出席者

朝田 良作	N P O 法人 消費者ネットしまね 理事長
金崎 芳雄	島根県中小企業団体中央会 会長
鶴鶴 順	松江商工会議所 副会頭
中川 修一	島根県弁護士会 副会長
松村 健次	山陰中央新報社 執行役員 論説委員会 論説委員長

高松地区における懇談会出席者

天谷 研一	国立大学法人香川大学 経済学部 教授
梅津 緋沙子	S e t o u c h i - i - B a s e コーディネーター
楠木 寿嗣	一般社団法人香川県トラック協会 会長
田村 祐一	アローズ法律事務所 弁護士
楳田 實	高松商工会議所 副会頭

大分地区における懇談会出席者

安部 省祐	大分県中小企業団体中央会 会長
衛藤 正法	有限会社大分合同新聞社 論説委員長
首藤 文彦	大分県商工会連合会 会長
杉原 正晴	大分県経営者協会 会長
村上 美佳子	大分県消費者問題ネットワーク 理事
吉村 恭彰	大分県商工会議所連合会 会長

第1 札幌地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 国全体で物価と賃金の好循環を実現していくためには、価格転嫁について、国民が正しく理解することが重要だと考えている。日本では、30年以上デフレが続いてきた結果として、物価上昇に対する抵抗感が醸成されてしまっている、ここを改めなければ適正な価格転嫁が理解され難いと考えている。
- ・ 受託者であるフリーランスにこそ、きちんとした法の理解が必要だと思う。そのため、啓発活動では、委託者側だけではなく、フリーランスが正しく法を理解し活用できるように、フリーランスに対する講習会などを行ってほしい。
- ・ 価格転嫁の問題については、取引先が上場企業や大企業の場合は、コンプライアンス上の問題やレピュテーションリスクの問題から、割と話を聞いてくれるようになったと聞く。しかし、取引先が非上場企業や中小企業の場合、零細企業の経営者には、価格交渉を求める契約が一発で切られてしまわないかという危機感が常にあるため、労務費転嫁指針は知っていてもなかなか交渉ができないとのことであった。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 地方においては官民の癒着が生まれやすい環境にある。この点は、厳罰化しても限界があり、目が届かない地方の実情という部分で、公正取引委員会の役割が求められていると思う。

3 広報・広聴活動について

- ・ 「独占禁止法教室」という出前授業では、学生に対して市場経済の仕組みや競争の機能について説明をしているとのことであったが、この取組は、市場経済では適正な価格転嫁が物価の上昇を伴うことの理解につながると思うため、ぜひ継続してほしい。「消費者セミナー」という取組でも、適正な価格転嫁について説明していれば継続してほしいし、説明していなければ、モノの値段が上がるが全て悪いことではないという適正な価格転嫁の意味を理解してもらえるよう取り組んでもらいたいと思う。
- ・ 公正取引委員会のPR活動の中で、桃太郎を使った取適法の動画は非常に親しみやすくて良いと感じた。YouTube動画もそうだが、デジタルコンテンツが多くの人から見られている。特に、若い世代は、新聞をあまり見ないため、多数のメディア媒体での展開が欠かせないと思う。

4 その他

- ・ 悪意のあるウェブサイトにおいて、消費者のデジタルに関する知識不足、焦りや誤解を利用して本人が意図しないような選択に誘導したりするなど、いわゆるダークパターン問題が広がっている。

第2 山形地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 地方の小規模事業者においても価格転嫁できるような仕組みについては、やはりサプライチェーン全体での慣習づくりが重要なのではないかという声が非常によく聞かれる。サプライチェーンの中で頂点に位置するメーカー等が、末端に位置する企業までの適切な価格転嫁を管理する仕組みが必要である。公正取引委員会の指導の中でも、各業界におけるサプライチェーンとしての価格転嫁の必要性を提示していただいているので、こうした取組を更に強化していくだけるとありがたい。

2 競争環境の整備のための取組について

- ・ デジタル関係の取組については引き続き注目されるものと推察するが、その背景には、日本のデジタル赤字がかなりの額に上っていることが挙げられる。アメリカ政府が貿易赤字に注目する一方で、日本はデジタル赤字が非常に大きな問題となっていると思うので、それに関連する公正取引委員会の取組に期待したい。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 取適法が念頭に置いているのは自動車業界や工業機械関係といった、規模が大きい事業者と規模の小さい事業者が取引するサプライチェーンだと思われるが、繊維業界といった地場産業に目を向けていただくと、大手であっても従業員数十人、末端の事業者だと一人で事業を行っているという業界が少なくない。こういった、サプライチェーン全体として取適法の対象とならない小規模事業者の業界における、長期手形の振出といった商慣行の適正化が、他業界も含めた取引全体の健全化に寄与するのではないかと思う。

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会のホームページに豊富に掲載されているQ & Aや指導事例の具体例、下請法のテキスト等は、具体例が多く含まれており分かりやすいと感じている。そのため、下請法が改正され取適法になったとしても、また、新しい法律であるフリーランス・事業者間取引適正化等法についても、引き続き、Q & A等を充実させていただければと思う。

第3 長野地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 中小企業が受注者の立場になる価格転嫁について、価格転嫁が上手く進んでいると答える中小企業の割合が半分を超えており、発注者との長年の慣習又は惰性もあり、残り半分はなかなか進んでいないと聞いている。発注者においても賃上げの必要性は実感しているものの、賃上げの原資が不足していることも事実である。公正取引委員会が発表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を会員に対しきめ細やかに周知するとともに、価格転嫁が進みつつある現在を好機として価格交渉に臨んでいく姿勢が重要だと考えている。
- ・ 令和8年1月1日に施行される取適法では、協議に応じない一方的な代金決定の禁止が定められていることから、今まで以上には価格転嫁の協議の申出は行いやすくなるだろうと考えている。ただ、協議の申出を行った結果、中小受託事業者に不利益が及ぶような事態が蔓延しないよう、周知を行っていくことが重要であると考えている。下請事業者が中小受託事業者、親事業者が委託事業者と名称は変わっても、実態が変わるわけではないだろう。双方がやはり、お互いにとって適正な取引を目指すという意識改革を行っていかないと、法改正の趣旨は生かされない。今後は、ガイドライン等の周知を徹底していただくということ、そして適切な法執行が重要だと思っており、そのために公正取引委員会が重要な役割を担っていただくことになると思う。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ ガソリンスタンドの経営者からは人口減少、高齢化によるガソリンの需要過疎地域における持続的な経営が困難な実態を深刻に懸念する声があることは事実である。もちろん、縮小傾向にある多くの産業において環境変化に適応した業態転換や、価格・品質・サービス面での競争が消費者余剰の増加につながることは言うまでもない。

3 その他

- ・ 消費者庁の管轄ではあるが、デジタルプラットフォームを通じた消費者契約の透明性の確保は、大きな問題だと考えている。例えば、消費者に無料と誤認させて有料契約又はサブスクリプション契約をさせるようなステルスマーケティングと認識せずに契約してしまう契約トラブルの事例が特に高齢者が契約当事者を中心に散見される。加えて、偽レビュー、AI生成コンテンツなどの情報を消費者が見極めるのが難しいという問題もある。公正取引委員会には、消費者庁と連携いただいて、景品表示法に違反する不当表示に対する措置等、最終的には消費者の利益の実現に向け取り組んでほしい。

第4 富山地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 現在のインフレや円安は、その動きが早く、幅も大きいため、事業者は頻繁に取引価格の交渉をしなければならず、交渉疲れが出てきている。このような問題に対応するため、今後は定期的に交渉を行うことが重要になってくると考える。
- ・ 官公需について、原材料の値上がりを考慮した適切な設計価格の算出や柔軟な価格の変更を求める声がある。
- ・ 支払サイトについて、大企業と中小企業の間の取引であれば、下請法の改正に伴い、令和8年から手形払が禁止ということになるが、大企業同士、中小企業同士だと手形払のような習慣が残るのではないか。
- ・ 取引先からは、価格転嫁のための値上げを受け入れてもいいよと言われるもの、発注数量の減少や取引の打切りをおそれ、値上げに踏み切れないことがあると聞いている。
- ・ 手形払など、業界に根強く残る商慣習を変えていくためには、個々の事業者だけでなく、業界全体の意識を変えていくことが重要であり、公正取引委員会においては、引き続き、実態調査や指導を進めていただきたい。
- ・ 取適法の対象となる取引においては手形払が禁止されることについて、経理担当は分かっていても、意外と経営者には伝わっていないことが多い。中小受託事業者が振込手数料を負担することが禁止となるなど、細かい点も含めて経営者に理解させていくことが重要になってくる。
- ・ 最近は、公正取引委員会の名前を見ない日はないというくらい、報道でも公正取引委員会の名前を目にすると、公正取引委員会が担っている業務の量に対して職員の数が不足しているのではないかと懸念している。職員の数が増えれば、より多くの不適切な商慣習にも目を配ることができるのでないか。

2 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会のYouTube公式チャンネルにおけるフリーランス・事業者間取引適正化等法の動画は、行政機関ならぬ作風で作られており、このようなサービスを利用した広報活動への努力が感じられるものであった。引き続き、新聞などの媒体も含め、様々なメディアも上手に使って広報活動をしていただければと思う。
- ・ 官製談合の未然防止の観点から、中小規模の地方公共団体にも積極的に研修を行うべきだと考える。
- ・ 公正取引委員会は顔が見える存在になっていないと感じている。顔が見えるようになれば、今まで以上に相談が多く寄せられると思う。

第5 福井地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 会員事業者に対し、価格転嫁に関するアンケートを実施したところ、コスト上昇分の全てを価格転嫁できたとする会員事業者は数パーセントにすぎないものであった。また、価格転嫁が円滑に進まない理由について、「発注者に値上げの要請を行うことにより発注量が減少することを懸念するため」という回答があった。さらに、会員事業者の中には、「発注者に値上げ交渉を求めたが、交渉自体に応じてくれない」とか「交渉したが値上げを断られた」という回答もあった。

このような会員事業者の回答を踏まえ、公正取引委員会が各業界の価格転嫁に関する実情を把握し、サプライチェーン全体の価格転嫁が円滑に行われるよう取り組むことを要望する。

- ・ 価格転嫁について、特に、繊維業界において、全く価格転嫁できていないという回答が約 20 パーセントであり、約 30 パーセントしか価格転嫁できていないという回答が約 40 パーセントあった。その理由について、「発注者に対して値上げを言いにくい」などの回答があった。このような取引の中には、中小受託取引適正化法の対象外となる取引も含まれている。公正取引委員会には、価格転嫁について、中小受託取引適正化法の対象外の取引も含め、業界全体に浸透するよう、要望する。
- ・ 価格転嫁を実現できなければ、企業は賃上げの原資を確保することはできないので、賃上げをスムーズに実現するには価格転嫁が重要であると考えてほしい。

2 広報・広聴活動について

- ・ 事業者が中小受託取引適正化法について相談したいと思った場合に、どこに相談すればよいのか分からぬのではないかと懸念する。中小受託取引適正化法上の受託者は、委託事業者から不当な行為を受けても、「文句を言うと発注量が減るのではないか」という不安を抱いて公正取引委員会に違反事実の情報提供を行うことを躊躇すると思われる。このような懸念や不安を解消するために、公正取引委員会は、中小受託取引適正化法に関する広報を強化するとともに、受託者が相談をしやすい体制を構築してほしい。
- ・ 公正取引委員会ホームページ上にあるフリーランス・事業者間取引適正化等法の特設ページを閲覧したが、漫画チックな内容で同法を説明しており、興味を引くような工夫がなされていると感じた。フリーランスといった働き方に従事するのは若い世代が比較的多いのではないかと考えられることから、そうした対象に訴求するための広報は、感覚の似通った同世代の若い職員やインタークン学生などに企画立案させることでいいものができないのではないかと思う。

第6 松江地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 県内に所在する事業者は中小企業が多く、そのような中小企業同士の取引では下請法の対象となる取引でもないため価格転嫁が難しいという声が多い。また、取引段階が何段階もあるような取引では、価格転嫁の交渉が長引いたり、取引段階の途中で価格転嫁を受け入れない事業者がいると最後まで価格転嫁が進まずに止まってしまったりすることもある。
- ・ 特に小規模事業者の価格転嫁に課題がある。大規模事業者同士であれば、人件費の高騰分をすんなり要求し、受け入れてもらえるところ、小規模事業者の中には原価計算をしていないところがある。原価計算をしていないと、人件費の具体的な上昇分が把握できず、転嫁の交渉ができない。この課題については、商工会議所でも実態の把握に努めたい。

2 スマホソフトウェア競争促進法の運用について

- ・ スマホの契約内容の中には、消費者の選ぶ権利を侵害している規定も見受けられるところ、スマホソフトウェア競争促進法が施行されれば消費者にも大きな影響があるかと思うが、消費者団体の立ち位置、期待される役割があれば教えてほしい。同法に関する情報を頂ければ消費者団体として関わり方を検討していきたい。

3 景品表示法について

- ・ 今でも公正取引委員会の地方事務所等では景品表示法の調査を担当していることから、もっと消費者団体や中小企業との連携を強化してパイプを太くしていけば、独占禁止法や景品表示法の端緒につながる情報を更に吸い上げができるのではないか。今以上に公正取引委員会が独占禁止法の執行を強化していくためには、独占禁止法が消費者にとって重要な法律であることをもっと消費者にアピールすることが大事ではないかと感じている。

4 広報・広聴活動について

- ・ 商工会議所の会員は中小企業が多く、価格転嫁について困っているという事業者が多い。特に、下請法の対象とならないような中小企業同士での取引において、相談窓口が分からないといった声が多いため、対応窓口を充実させ、広く周知いただきたい。
- ・ 所属弁護士と公正取引委員会との意見交換、懇談会を是非積極的に行っていただきたい。ちなみに、当会では、ひまわりホットダイヤルにおいて中小企業の方からの相談を無料で受けている。取引を打ち切られた等の相談が毎日のようにきており、状況に応じて、公正取引委員会の窓口を案内している。適切に案内できるよう、当会としても独占禁止法や下請法の理解を更に深める必要があるため、意見交換などの開催を検討いただきたい。

第7 高松地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ トラック運送業者のほとんどは小規模運送業者である。小規模運送業者は、独占禁止法等違反被疑行為があったとしても、荷主から取引を切られてしまうことを恐れて、公正取引委員会に相談することは難しい。公正取引委員会の方から積極的に動いて、荷主に対する調査を行ってほしい。
- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法について、受注者のみならず、発注者のリテラシーも重要であると感じている。発注者と受注者の双方が同法に関する知識を学べる場を設けるので、公正取引委員会の職員に来ていただき、双方に情報発信していただきたい。
- ・ 知的財産権やノウハウは全て発注者に譲渡する旨の条項が約款に入っていることが多々あるが、承諾しないと取引してもらえないで、中小企業等はそのまま取り交わしているというのが実態である。中小企業等が厳しい状況に置かれていることがあることを認識し、企業取引研究会の令和6年度研究会報告書において解決の方向性として示されているとおり、下請法の運用基準の見直しにつなげていただきたい。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 公正取引委員会は、欧州の競争当局に比べて独占禁止法違反行為に対するペナルティが軽い。悪質な入札談合やカルテルに対しては、更に重いペナルティを科すことで抑止力を高めるべきである。
- ・ ホテルの運営事業者に対する警告事案について、具体的にこういった情報を共有するとカルテルに該当し、独占禁止法に違反するおそれがあるというルールのようなものを示したという点で非常に意味のあるものであったと思う。

3 スマホソフトウェア競争促進法の運用について

- ・ スマホソフトウェア競争促進法の運用に当たっては、海外の競争当局との連携が重要である。各国のルールがある程度統一されていれば、事業者は、そのルールに従って適切に対応するものと思われる。しかし、仮に日本だけ特殊なルールになっていると、個別に対応するのは面倒なので、日本でサービスを提供するのは止めようということになりかねない。

第8 大分地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- 四半期ごとに小規模の会員事業者を対象とした景気動向調査を実施している。直近の4月から9月においては、製造・建設・小売・サービスの業種全体でマイナス27ポイントとなった。今年に入り回復傾向は見られるものの、小規模事業者の景況感は依然として厳しい状況にある。

また、会員事業者を対象とした価格転嫁に関する状況調査を実施したところ、「一部価格転嫁できた」と「全く価格転嫁できていない」の回答を合わせると約8割であった。昨年度から改善が見られず、物価上昇に価格転嫁が追いついていない実態が浮き彫りとなっている。価格転嫁が困難な理由としては、「顧客離反の懸念」、「取引減少や取引停止への不安」等が挙げられた。

- 零細事業者間の取引における価格転嫁が円滑に進んでいないとの声が多く寄せられている。零細事業者同士の取引であり、そもそも下請法が適用されないという問題もあるが、下請法等の法令を知らない事業者も多いという問題もある。
- 帝国データバンクの資料によれば、2年ぶりに飲食料品の値上げが2万品目を超えたとされていた。令和8年1月以降、大分県の最低賃金が1,035円へ引き上げられることにより、雇用維持の難しさが増していることへの懸念の声が高まっている。大分県では賃上げ支援の助成金制度を設けているが、申請書類の煩雑さが中小企業に負担となっているとの指摘もあるようだ。
- バス事業及びタクシー事業においては、従来、運賃を引き上げることによって顧客が離反する懸念があることと、国土交通省地方運輸局の厳格な審査を経る必要があったことから、安易に値上げすることが困難な状況にあった。しかしながら、近時、状況が変化してきている。令和6年に両事業とも値上げを実施したが、値上げ後も顧客減少はみられず、また、国土交通省地方運輸局の審査も迅速化しており、値上げしやすい環境になってきた。
- 会員事業者へ価格転嫁に係るヒアリングを実施したところ、価格転嫁に関する課題や改善強化を求める点として、行政が介入することで事業者間の信頼関係に支障が出ることへの懸念、年間契約における期中の価格見直しが困難との意見が寄せられた。また、トラックの荷待ち・荷積みの問題に係る荷主側への監視強化、中小企業が報復を恐れずに相談できる体制の確保を求める声もあった。

2 景品表示法について

- 景品表示法は、消費者庁が所管庁であるが、実務面、つまり、事件調査においては、いまだに公正取引委員会が担っていると考えている。調査が必要な事案、特にSNSにおけるステルスマーケティングの問題に接した際には、しっかりととした対応をお願いしたい。